

# 福島県の公益通報における外部通報に関する実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）及び「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」（令和4年6月1日付け消費者庁）（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として位置付けられるもの。以下「ガイドライン」という。）を踏まえて、県の行う事務に関して、外部労働者からの法に基づく公益通報等を適切に処理するため、法令等を扱う担当課及び出先機関（以下、「担当課等」という。）が取組むべき基本的事項を定め、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

## (通報の対象と通報者の範囲)

第2条 担当課等は、法第2条第3項に規定する通報対象事実が生じている又は生じようとしている場合に、通報対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者の役員のほか、当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者からの通報を受け付ける。

2 担当課等は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るとともに、通報対応の実効性を確保するため、匿名による通報についても、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。

## (秘密保持の徹底、利益相反関係の排除)

第3条 通報処理に従事する者は、その職務上知り得た通報に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 担当課等の職員は、自ら又はその親族が当事者となっている事案に関する通報その他利益相反関係を有する案件についての通報等への対応に関与してはならない。

3 担当課等は、通報等への対応の各段階において、通報等への対応に関与する者が当該通報に利益相反関係を有していないかどうかを確認するものとする。

## (個人情報の取扱い)

第4条 通報に関する情報については、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「福島県個人情報の保護に関する法律施行条例」（令和4年福島県条例第69号）の規定を適用する。

## (通報の受付と教示等)

第5条 外部からの通報の受理は、各法令等を扱う担当課等が行う。

2 担当課等に通報があったときは、法及び本要綱の趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報に対応しなければならず、正当な理由なく通報の受付又は受理を拒んではならない。

- 3 担当課等において通報を受け付けたときは、通報に関する秘密保持に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先（匿名による通報の場合を除く。）、通報の内容となる事実を把握するとともに、通報に関する秘密は保持されること、個人情報保護されること、通報受付後の手続の流れ等を、通報者に対し説明するものとする。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない（以下、本条第4項及び第6項、第6条第4項、第8条第1項並びに第2項に規定する通知、本条第5項、第6条第5項及び第11条第2項に規定する教示、第6条第6項に規定する資料の提供においても、同様とする。）。
- 4 前項において、書面、電子メール等、通報者が通報の到着を確認できない方法によって通報がなされた場合には、速やかに通報者に対して通報を受領した旨を通知するものとする。
- 5 通報内容となる事実について、通報を受けた担当課等が権限を有しないときは、権限を有する課等や県以外の機関を、通報者に対し、遅滞なく教示するものとする。
- 6 担当課等において通報を受け付けた後は、法及び本要綱の趣旨を踏まえて当該通報に対応する必要性について十分に検討し、これを法に基づく公益通報又はそれに準ずる通報等として受理したときは受理した旨を、受理しないとき（情報提供として受け付けることを含む。）は受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

なお、担当課等は、法令等に抵触しない事案、事実と反する事案等の他、自己の利益を不当に得る目的、他人を誹謗中傷する目的その他第三者に損害を与える目的で通報されたものについては、受理しないことができる。

- 7 前項において、通報への対応の必要性について検討するに当たっては、法第3条第2号に掲げる要件（（i）通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合（以下「真実相当性の要件」という。）、又は（ii）通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料し、かつ、法第3条第2号イからニまでに掲げる事項を記載した書面を提出する場合（以下、（i）と（ii）を併せて「保護要件」という。）が、通報内容を裏付ける内部資料、関係者による供述等の存在のみならず、通報者本人による供述内容の具体性、迫真性等によっても認められ得ることを十分に踏まえ、柔軟かつ適切に対応するものとする。

また、通報が保護要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合においても、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合には、同様に対応するものとする。

#### （調査）

第6条 担当課等は、通報の受理後、必要な調査を行わなければならない。

- 2 調査の実施に当たっては、通報者の人権と秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行わなければならない。ただし、通報者の同意がある場合にはこの限りではない。
- 3 調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、通報対応に責任を有する職員等が調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理しなければならない。

- 4 適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果は速やかに取りまとめ、その結果を遅滞なく通知するものとする。
- 5 通報事案の調査の過程において、当該担当課等ではなく、他の課等又は他の機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになった場合には、通報者に対し、その旨を遅滞なく教示するものとする。
- 6 前項において、当該教示を行う担当課等は、法執行上の問題が生じない範囲において、自ら作成した当該通報事案に係る資料を通報者に提供するものとする。

(調査結果に基づく措置)

第7条 調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、担当課等は、速やかに法令に基づく措置及びその他適切な措置（以下「措置」という。）をとらなければならない。

(通報者への措置の通知等)

第8条 担当課等が前条の措置をとったときは、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、その内容を通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

- 2 担当課等は、通報の受理から処理の終了までの標準処理期間を定め、又は必要と見込まれる期間を、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努めるものとする。
- 3 担当課等は、通報対応に関して通報者等から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。
- 4 担当課等は、通報対応の終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者が、通報したことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤルを紹介するなど、通報者保護に係る必要なフォローアップを行うよう努めるものとする。

(通報関連資料の管理)

第9条 担当課等は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

(協力義務)

- 第10条 担当課等は、他の課等及び県以外の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行わなければならない。
- 2 担当課等は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力するものとする。

(公益通報相談窓口)

第11条 公益通報に関する相談は、総務部知事公室県民広聴室が行う。

- 2 県民広聴室は、通報に関する相談者が通報する旨の意思表示があった場合に、その通

報に係る権限を有する機関を速やかに教示するものとする。

- 3 県民広聴室は、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者の秘密は保持される旨を通報者に対し説明するとともに、法執行上の問題が生じない範囲において、自ら作成した当該通報事案に係る資料を全て担当機関に提供しなければならない。

(その他)

第12条 県民広聴室は、通報案件に関する担当課等が複数の場合等、必要に応じて、通報処理を調整することができるものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、外部通報の処理に関して必要な事項は、県民広聴室長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。